

第1期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

■連結計算書類	1
注記	
■計算書類	25
注記	

本内容は、法令および定款第25条の規定に基づき、
掲載しているものです。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

第1期 連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

当社は、平成23年4月1日付で当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。当該株式交換は企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、住友信託銀行株式会社が取得企業となるため、当社の連結上の資産・負債を時価評価した上で、住友信託銀行株式会社の連結貸借対照表に引き継いでおります。そのため、当社の前連結会計年度の連結計算書類と当連結会計年度の連結計算書類との間には連続性が無くなっております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 77社

主要な会社名

中央三井信託銀行株式会社
中央三井アセット信託銀行株式会社
住友信託銀行株式会社

(連結の範囲の変更)

当社と住友信託銀行株式会社との株式交換により、住友信託銀行株式会社及びその連結子会社51社を、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。なお、持分法適用の関連法人等であった日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、当該株式交換に伴って議決権の所有割合が上昇したことにより、当連結会計年度から持分法適用の範囲から除外して連結の範囲に含めております。

また、Nikko Asset Management Asia Limited ほか4社は株式取得等により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。なお、中央三井ファイナンスサービス株式会社は売却により、CMTB エクイティインベストメント株式会社は合併により、Chuo Mitsui Investments, Inc. ほか2社は清算により、Nikko AM Global Umbrella Fund (SICAV)は持分比率の低下により当連結会計年度から連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

中央三井クリエイト株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、ハミングバード株式会社ほか41社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社及び子法人等に帰属しないものであるため、会社計算規則第63条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 24社

主要な会社名

住信SBIネット銀行株式会社
ビジネクスト株式会社

(持分法適用の範囲の変更)

当社と住友信託銀行株式会社との株式交換により、住友信託銀行株式会社の持分法適用の関連法人等である住信SBIネット銀行株式会社ほか9社を、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。なお、持分法適用の関連法人等であった日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、当該株式交換に伴って議決権の所有割合が上昇したことにより、当連結会計年度から持分法適用の範囲から除外しております。

また、NewSmith LLP ほか 10 社は株式取得により、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。なお、Nikko AM Global Umbrella Fund (SICAV) は持分比率の低下により当連結会計年度から連結の範囲から除外して持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

中央三井クリエイト株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法適用の範囲から除外しております。

なお、ハミングバード株式会社ほか 41 社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社及び子法人等に帰属しないものであるため、会社計算規則第 69 条第 1 項第 2 号により持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

4 月末日	1 社
11 月末日	1 社
12 月末日	10 社
1 月 24 日	6 社
1 月末日	4 社
3 月末日	55 社

(2) 4 月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、1 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、11 月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、2 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、12 月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち 1 社については、3 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、1 月 24 日を決算日とする子会社及び子法人については、3 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんについては、その個別案件毎に判断し、20 年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に全額償却しております。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算日前 1 カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く。)

連結される信託銀行子会社(中央三井信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社の3社をいう。以下同じ。)の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～60年

その他 2年～20年

当社及びその他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てしております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部又はリスク統括部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は57,639百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

一部の連結される子会社及び子法人等の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、前払年金費用152,474百万円は、「その他資産」に含めて表示しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

（追加情報）

当社の連結される子会社である中央三井信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社の3社は、平成24年4月1日付で合併を行ったことに伴い、同日付で当社及び上記3社の現行の退職給付制度から、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度からなる新退職給付制度へ移行いたしました。

本移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号平成14年1月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号平成19年2月7日改正）を適用しております。

本移行に伴い、退職給付債務は836百万円増加し、過去勤務債務が同額発生しており、当連結会計年度より、発生年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理しております。

なお、本移行が当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、連結される信託銀行子会社において一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(12) 移転関連費用引当金の計上基準

移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発等に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(13) 外貨建資産・負債の換算基準

連結される信託銀行子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(14) リース取引の処理方法

（借手側）

国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

（貸手側）

国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によってお

ります。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

連結される信託銀行子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は824百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は24百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

連結される信託銀行子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引ごとの繰延ヘッジあるいは時価ヘッジを行っております。

その他の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、個別取引ごとの繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(16) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。

追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当連結会計年度の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 (連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く)
138,120 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 19,602 百万円、延滞債権額は 128,451 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 64 百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 91,624 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 239,742 百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,923 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	109,183 百万円
有価証券	1,345,166 百万円
貸出金	1,135,513 百万円
リース債権及びリース投資資産	14,161 百万円
その他資産	382 百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,779 百万円
売現先勘定	211,531 百万円
債券貸借取引受入担保金	227,956 百万円
借入金	321,350 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 1,323,866 百万円及びその他資産 992 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 2,578 百万円、保証金は 28,518 百万円、デリバティブ取引の差入担保金は 135,168 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は10,995,004百万円であります。このうち原契約が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,107,162百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、住友信託銀行株式会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 8,859百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 119,745百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 27,500百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金222,629百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債881,476百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は251,485百万円であります。
15. 連結される信託銀行子会社の受託する信託のうち、元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,283,031百万円、貸付信託141,584百万円であります。
16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、器具・備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△392,365 百万円
年金資産(時価)	461,765
未積立退職給付債務	69,400
未認識数理計算上の差異	67,759
未認識過去勤務債務	△0
連結貸借対照表計上額の純額	137,160
前払年金費用	152,474
退職給付引当金	△15,314

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益7,325百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等償却30,345百万円、株式等売却損10,909百万円を含んでおります。
3. 「負ののれん発生益」には、当社と住友信託銀行株式会社との株式交換による企業結合を実施したことにより発生した43,431百万円のほかに、少数株主から追加取得した一部の連結される子会社及び子法人等の株式の取得原価と、対応する少数株主持分減少額との差額を含んでおります。
4. 「その他の特別損失」には、統合関連費用8,840百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結 会計年度 期首株式数	当連結 会計年度 増加株式数	当連結 会計年度 減少株式数	当連結 会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,658,426	2,495,060	—	4,153,486	(注) 1
第1回第七種優先株式	—	109,000	—	109,000	(注) 2
合計	1,658,426	2,604,060	—	4,262,486	
自己株式					
普通株式	411	490	138	763	(注) 3、4

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加 2,495,060 千株は、平成 23 年 4 月 1 日に行われた住友信託銀行株式会社普通株式との株式交換に伴う新規発行による増加であります。
2. 第1回第七種優先株式の発行済株式数の増加 109,000 千株は、平成 23 年 4 月 1 日に行われた住友信託銀行株式会社第1回第二種優先株式との株式交換に伴う新規発行による増加であります。
3. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加 486 千株及び平成 23 年 4 月 1 日付で実施した住友信託銀行株式会社との間の株式交換に伴う端数株式の買取による増加 4 千株であります。
4. 普通株式の自己株式数の減少 138 千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末 残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	6
連結される子会社 (日興アセットマネ ジメント株式会社)	ストック・オプションとしての新株予約権 自社株式オプションとしての新株予約権	—

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

以下の配当金の金額は、旧中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の平成23年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主に対して支払われております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,632百万円	4.00円	平成23年3月31日	平成23年6月30日

当社は、平成23年4月1日付で当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。以下の配当金の金額は、住友信託銀行株式会社の定時株主総会において決議された金額であり、住友信託銀行株式会社より、同社の平成23年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主に対して支払われております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	13,396百万円	8.00円	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	第1回第二種優先株式	2,305百万円	21.15円	平成23年3月31日	平成23年6月30日

以下の配当金の金額は、当社の平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主に対して支払われております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	16,611百万円	4.00円	平成23年9月30日	平成23年12月2日
	第1回第七種優先株式	2,305百万円	21.15円	平成23年9月30日	平成23年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成24年6月28日開催の定時株主総会の議案として、株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	18,687百万円	利益剰余金	4.50円	平成24年3月31日	平成24年6月29日
	第1回第七種優先株式	2,305百万円	利益剰余金	21.15円	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループでは、銀行持株会社である当社のもとで、中央三井信託銀行・中央三井アセット信託銀行・住友信託銀行における信託銀行業を中心に、信託銀行傘下の子会社におけるリース業、当社子会社における投資信託委託業務やプライベートエクイティファンド運営業務などの金融関連事業、リサーチ・コンサルティング業務、信用保証業務、クレジットカード業務など、多様な金融サービスに係る事業を行っており、これらの事業を行うため、主として個人・法人からの預金、借入金、社債の発行による資金調達を行い、個人・法人向けの貸出や有価証券により資金運用を行っております。

金融資産および金融負債の運用や調達については、グループの各社が年度の計画などにおいてその方針、手段などを定めております。

当グループ全体の金融資産および金融負債に係るリスクについては当社がそのモニタリングを行っております。

中央三井信託銀行、住友信託銀行および中央三井アセット信託銀行では、各々のリスクに係るモニタリングを行うとともに、資産および負債の総合的管理（ALM）を実施しております。また、中央三井信託銀行、住友信託銀行においては、資産・負債から生ずる市場リスクなどを経営体力に相応しい水準にコントロールするためデリバティブ取引を行っております。また、中央三井信託銀行、住友信託銀行は、銀行法施行規則第13条の6の3に基づき、特定取引勘定（以下「トレーディング勘定」という。）を設置して、それ以外の勘定（以下「バンキング勘定」という。）と区分の上、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 信用リスク

当グループは、主に事業法人及び個人に対する貸出を行っている他、取引先の発行する株式や債券への投資、デリバティブ取引等の与信関連取引を行っております。こうした与信関連取引は、取引先の財務状況の悪化などによってもたらされる信用リスクに晒されております。

② 市場リスク

当グループは、主に国債で構成される国内債券ポートフォリオを保有している他、株式、投資信託、匿名組合出資、外国証券、外国為替、デリバティブ等の様々な金融商品を対象としてトレーディングや投資活動を行っております。こうした金融商品は、金利、為替および有価証券等の市場価格やボラティリティの変動の市場リスクに晒されております。こうした金融商品の中には、上場株式や国債に比べて流動性が低く、市場価格が大きく変動しやすいものも含まれております。

また、当グループにおいては、貸出・有価証券等の受取利息と預金等の支払利息との利鞘が資金関係損益として主要な収益源の一つとなっておりますが、金利が変動した場合、運用金利と調達金利の変動の幅や時期の相違等により資金関係損益が減少するリスクに晒されております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当グループは、主に国内の事業法人および個人からの預金の他、債券貸借取引市場でのレポ取引、借入金、社債等による資金調達を行っております。かかる資金調達にあたっては、当グループの財務状況や業績の悪化、当グループに対する悪い風評、経済環境の悪化、市場の流動性の低下等によって、資金調達コストが上昇したり、資金調達が制限されるなどの流動性リスクに晒されております。

④ デリバティブ取引の利用目的

(i) バンキング勘定

バンキング勘定では、当グループの資産・負債について金利・為替リスク等をヘッジする等の目的から、デリバティブ取引を活用しております。当グループでは、バンキング勘定のデリバティブ取引について、原則として「時価会計」を適用しております。また、ヘッジを目的としてヘッジ指定したデリバティブ取引のうち、ヘッジに高い有効性が認められる取引については、「ヘッジ会計」を適用し、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(ii) トレーディング勘定

トレーディング勘定においては、主に短期的な価格変動からの収益獲得手段としてデリバティブ取引を活用しており、また、お客さまに対しても、これらの取引を用いた高付加価値商品や、財務リスク管理手段を幅広く提供しておりますが、その際、取引の内容と取引に係るリスクを十分理解していただくよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、グループ全体のリスク管理の基本的枠組みを「リスク管理規程」に定め、リスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置し、当グループのリスクの状況をモニタリングするとともに、銀行子会社等に対して適切なリスク管理体制の整備などについて監督・管理・指導を行っております。

① 信用リスクの管理

当グループでは、与信関連取引に係る信用リスク管理の基本方針を「信用リスク管理規程」において定め、格付制度、資産査定、与信集中リスク管理などの具体的な管理方法については、「事業法人信用格付規則」を始めとする諸規定において定めております。

また、個別取組案件の採否については、営業推進部門から独立した審査部門が、個別案件毎に資金使途、償還能力、担保力、収益性などの観点から厳格な審査・管理を行っております。

なお、デリバティブ取引等のクレジットラインについては、別に定める取扱基準に則り、厳正な手続きを経て設定を行い、ラインの遵守状況について適切に管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 市場リスクの管理体制

当グループでは、市場関連取引に係る市場リスク管理の基本方針を「市場リスク管理規程」において定め、具体的な管理手法や各種リミットの設定・管理、組織分離等については「市場リスク管理規則」において定めております。取引実施部門と後方事務部門を明確に分離し、両者から独立して双方を牽制するリスク管理部門としての機能を担うリスク統括部が、市場リスクを一元的に管理することにより、相互牽制が働く体制をとっており、各種リミットの遵守状況や市場リスクの把握・分析結果については、日次で担当役員へ報告されるとともに月次で経営会議へ報告されております。

中央三井信託銀行では、運用金利と調達金利の変動リスクをALMによって管理しております。ALMについては、財務企画部が運営全般を統括し、リスク統括部がモニタリングなどの管理・分析を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALMに関する事項を審議する目的で設置された「ALM審議会」に月次ベースで報告されております。また、「ALM審議会」では、市場関連取引における対応方針、資金計画の策定、ヘッジオペレーションの実施などについて審議しております。

住友信託銀行では、取締役会において、市場リスクに関する重要事項として経営計画の中でALM基本計画及びリスク管理計画を決議しております。経営会議は、ALM審議会から付議されたALM基本計画及びリスク管理計画の審議決定を行っております。ALM審議会は全社的な観点による資産・負債の総合的なリスク運営・管理に関するALM基本計画及び市場リスクに係るリスク管理計画を策定しております。市場リスク管理の企画・推進はリスク統括部が行っており、リスク量・損益の計測、ALM基本計画などの下で運営される市場リスクの状況をモニタリングし、リスクリミット等の遵守状況を監視しております。また、その結果をALM審議会の構成員に日次で報告するとともに、ALM審議会や取締役会などに対して定期的に報告しております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) バンキング勘定の金融商品

バンキング勘定で保有している金融商品のVaR (Value at Risk) の算定にあたっては、中央三井信託銀行ではヒストリカル・シミュレーション法(信頼区間片

側 99%、保有期間は資産内容に応じて設定（最長1年）、観測期間3年）を採用しております。また、住友信託銀行では、金利及び為替については分散・共分散法、株価についてはヒストリカル・シミュレーション法を主とした計測方法（信頼区間 99%、保有期間は資産内容に応じて設定（最長1年）、観測期間は金利・為替については260営業日間、株価については1年と5年の併用）を採用しております。

平成24年3月31日現在で、バンキング勘定の市場リスク量（損失額の推計値）は、当グループ全体で5,705億円（うち中央三井信託銀行2,570億円、住友信託銀行3,101億円）となっております。なお、当グループでは、モデルが算出するVaRと損益を比較するバックテストを実施しております。平成23年度に関してポジションに応じて実施したバックテストの結果を踏まえると、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) トレーディング勘定の金融商品

トレーディング勘定で保有している金融商品のVaRの算定にあたっては、中央三井信託銀行ではヒストリカル・シミュレーション法（信頼区間片側99%、保有期間10営業日、観測期間3年）を採用しており、また住友信託銀行では、分散・共分散法を主とした計測方法（信頼区間99%、保有期間10営業日、観測期間260営業日）を採用しております。

平成24年3月31日現在で当グループのトレーディング勘定の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で25億円（うち中央三井信託銀行1億円、住友信託銀行24億円）となっております。

なお、当グループでは、モデルが算出するVaRと損益を比較するバックテストを実施しております。平成23年度に関して実施したバックテストの結果を踏まえると、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当グループでは、流動性リスク管理の基本方針を「資金繰りリスク管理規程」で定めております。流動性リスクについては、資金ギャップなどについてガイドラインを設定し、リスク統括部が遵守状況をモニタリングすることにより管理を行っているほか、緊急時の対応策を定め、機動的な対応ができるようにしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照 表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金(*1)	2,597,718	2,597,718	—
(2) コールローン及び買入手形	283,000	283,000	—
(3) 買現先勘定	55,275	55,275	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	18,616	18,616	—
(5) 買入金銭債権(*1)	470,829	471,640	811
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	284,102	284,102	—
(7) 金銭の信託	7,296	7,296	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	589,460	625,951	36,490
その他有価証券	5,892,748	5,892,748	—
(9) 貸出金	20,636,457		
貸倒引当金(*2)	△107,513		
	20,528,944	20,691,549	162,604
(10) 外国為替	9,440	9,440	—
(11) リース債権及びリース投資資産(*1)	540,545	548,530	7,985
資産計	31,277,978	31,485,870	207,891
(1) 預金	22,077,837	22,108,915	31,078
(2) 譲渡性預金	3,252,845	3,252,845	—
(3) コールマネー及び売渡手形	125,173	125,173	—
(4) 売現先勘定	211,531	211,531	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	227,956	227,956	—
(6) 借入金	1,122,265	1,130,689	8,424
(7) 外国為替	71	71	—
(8) 短期社債	377,859	377,859	—
(9) 社債	942,677	959,147	16,469
(10) 信託勘定借	2,107,227	2,107,227	—
負債計	30,445,446	30,501,418	55,972
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	134,910	134,910	—
ヘッジ会計が適用されているもの	32,565	32,565	—
デリバティブ取引計	167,475	167,475	—

(*1) 現金預け金、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産に関する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金預け金、(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、(4) 債券貸借取引支払保証金、及び(10) 外国為替

これらの取引のうち、期限のない取引については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、期限のある取引については、約定期間が短期間(1年以内)であるものが大宗を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (5) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、業界団体の公表する価格又は取引金融機関・ブローカーから提示された価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、原則として、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

- (6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。短期社債は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

- (7) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券については、取引所の価格、又はブローカーから提示された価格を時価としております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

- (8) 有価証券

株式については取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関・ブローカーから提示された価格を時価としております。投資信託については、公表されている基準価格を時価としております。自行保証付私募債等については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

変動利付国債の時価については、合理的に算定された価額をもって時価としております。当該合理的に算定された価額は、当社から独立した第三者の価格提供者により提示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定変数である国債の利回り及びスワップションのボラティリティ等を投入することにより算定されております。海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、合理的に算定された価額をもって時価としております。対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

- (9) 貸出金

貸出金については、貸出条件、内部格付、期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しておりますが、貸出金の特性や、実行後の貸出先の信用状態から時価が帳簿価額と近似していると認められる変動金利貸出については、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(11) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

固定金利定期預金については、商品ごとに区分し、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、原則として、預入期間が短期間（1年以内）のもの及び変動金利によるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、(7) 外国為替、(8) 短期社債、及び(10) 信託勘定借

これらの取引のうち、期限のない取引については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、期限のある取引については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金については、将来のキャッシュ・フローを同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、連結される子会社及び子法人等の借入金のうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているとみなし、当該帳簿価額を時価としております。

(9) 社債

当社並びに連結される子会社及び子法人等の発行する社債のうち、市場価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
有価証券	175,396
非上場株式(*3)	122,137
組合出資金	49,424
その他(*3)	3,834
合計	175,396

(*1) 上記金融商品については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 子会社株式及び関連会社株式等は、上記に含めておりません。

(*3) 当連結会計期間において、非上場株式について8,471百万円、その他について148百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	72

2. 満期保有目的の債券 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えるもの	国債	164,912	172,483	7,571
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	5,880	5,913	33
	その他	301,494	333,706	32,211
	外国債券	252,137	283,899	31,762
	その他	49,357	49,807	449
	小 計	472,288	512,104	39,815
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えないもの	国債	125	124	△0
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	11,435	11,383	△52
	その他	156,169	153,346	△2,823
	外国債券	154,969	152,146	△2,823
	その他	1,200	1,200	—
小 計	167,730	164,854	△2,875	
合 計	640,018	676,958	36,939	

3. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	株式	559,082	440,864	118,218
	債券	2,152,171	2,123,924	28,247
	国債	1,691,200	1,668,451	22,749
	地方債	11,491	11,290	201
	短期社債	—	—	—
	社債	449,479	444,181	5,297
	その他	628,627	594,350	34,277
	外国株式	594	130	464
	外国債券	529,354	511,984	17,369
	その他	98,678	82,235	16,443
	小 計	3,339,882	3,159,138	180,743
連結貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの	株式	337,107	405,108	△68,000
	債券	1,702,642	1,704,802	△2,160
	国債	1,335,832	1,336,207	△374
	地方債	5,380	5,398	△17
	短期社債	—	—	—
	社債	361,429	363,197	△1,767
	その他	638,921	653,049	△14,127
	外国株式	—	—	—
	外国債券	397,015	401,316	△4,301
	その他	241,906	251,732	△9,826
	小 計	2,678,672	2,762,960	△84,288
	合 計	6,018,554	5,922,099	96,454

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額は、(金融商品関係)に記載しております。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	55,601	5,039	9,290
債券	5,448,129	33,336	874
国債	5,338,568	32,639	845
地方債	14,917	166	23
短期社債	—	—	—
社債	94,643	530	5
その他	4,986,869	80,469	6,587
外国債券	4,846,505	78,187	4,199
その他	140,364	2,282	2,388
合 計	10,490,599	118,846	16,752

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、8,848百万円（うち、株式8,659百万円、その他の証券189百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成24年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	5,017	△1

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成24年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成24年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	14,278	14,028	250	250	—

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

（法人税率の変更等による影響）

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する当社の法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。

なお、当社の連結子会社である中央三井信託銀行株式会社の法定実効税率は従来の40.63%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.95%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.57%となります。中央三井アセット信託銀行株式会社の法定実効税率は従来の40.67%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.99%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.62%となります。住友信託銀行株式会社の法定実効税率は従来の40.59%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.93%に、平成27年4月1日に開

始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 35.56%となります。この税率変更により、「繰延税金資産」は 13,867 百万円減少し、「繰延税金負債」は 86 百万円減少し、「その他有価証券評価差額金」は 2,443 百万円増加し、「繰延ヘッジ損益」は 278 百万円減少し、「法人税等調整額」は 15,946 百万円増加しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」は 632 百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 6百万円
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1)ストック・オプションの内容

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び執行役員 22 中央三井信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 19 中央三井アセット信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 7 住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 24 上記の合計 72
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 286,000株
付与日	平成23年7月26日
権利確定条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
対象勤務期間	平成23年7月26日から 平成25年7月25日まで
権利行使期間	平成25年7月26日から 平成33年7月25日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

- (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	286,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	286,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—

失効	—
未行使残	—

②単価情報

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第1回新株予約権
権利行使価格（円）	400
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	62

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第1回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第1回新株予約権
株価変動性 (注) 1	40.8%
予想残存期間 (注) 2	6.0年
配当利回り (注) 3	3.00%
無リスクの利子率 (注) 4	0.51%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する過去の連続した期間の各週最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
2. ストック・オプションの予想残存期間を合理的に見積もることができないため、「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号平成18年5月31日）に基づき、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間としております。
3. 平成23年3月期の旧中央三井トラスト・ホールディングス株式会社及び住友信託銀行株式会社の普通株式配当実績によります。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回り

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(企業結合等関係)

当社は、平成 22 年 8 月 24 日に住友信託銀行株式会社（以下「住友信託銀行」という。）との間で経営統合に関する株式交換契約及び経営統合契約を締結し、平成 22 年 12 月 22 日開催の臨時株主総会の承認を経て、平成 23 年 4 月 1 日を効力発生日として株式交換を実施し、商号を三井住友トラスト・ホールディングス株式会社に変更いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 当社
事業の内容 銀行持株会社

(2) 企業結合を行った主な理由

当社と住友信託銀行は、両グループの人材・ノウハウ等の経営資源を結集し、当社グループの機動力と住友信託銀行グループの多様性といった両グループの強みを融合することで、これまで以上に、お客様にトータルなソリューションを迅速に提供する専門性と総合力を併せ持った、新しい信託銀行グループ「The Trust Bank」を創り上げることを目的としております。

(3) 企業結合日

平成 23 年 4 月 1 日

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行を株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号平成 20 年 12 月 26 日）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号平成 20 年 12 月 26 日）を適用し、株式交換完全子会社である住友信託銀行の株主が、結合後企業の議決権比率のうち最も大きい割合を占めることから、住友信託銀行を取得企業、当社を被取得企業と決定しております。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

3. 被取得企業の取得原価

489,114 百万円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

①普通株式

住友信託銀行の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.49株を割当て交付しております。

②優先株式

住友信託銀行の第1回第二種優先株式1株に対して、当社の第1回第七種優先株式1株を割当て交付しております。

(2) 株式交換比率の算定方法

①普通株式

当社及び住友信託銀行は、普通株式に係る株式交換比率（以下「普通株式交換比率」という。）の算定にあたって公正性を確保するため、当社はJPモルガン証券株式会社及び野村証券株式会社に、住友信託銀行はUBS証券会社及び大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社に、本株式交換に係る普通株式交換比率の分析を依頼し、その分析結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で普通株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記の普通株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

②優先株式

当社及び住友信託銀行は、住友信託銀行が発行している第1回第二種優先株式については、当社が新たに発行する第1回第七種優先株式において、住友信託銀行の第1回第二種優先株式の発行要項と実質的に同一の条件を発行要項に定めることとし、普通株式と異なり市場価格が存在しないことや住友信託銀行の第1回第二種優先株式がいわゆる社債型の優先株式であること等を総合的に勘案の上、上記の優先株式に係る交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(3) 交付株式数

①普通株式	2,495,060,141株
②優先株式	109,000,000株

5. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額 43,431百万円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額のうち持分相当額が被取得企業の取得原価を上回ったことによります。交付株式数

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額	資産合計	14,158,131百万円
	うち貸出金	8,855,145百万円
(2) 負債の額	負債合計	13,437,699百万円
	うち預金	9,326,751百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	413円11銭
1株当たりの当期純利益金額	38円54銭

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

当社の信託銀行連結子会社である中央三井信託銀行株式会社(以下「中央三井信託銀行」という。)、中央三井アセット信託銀行株式会社(以下「中央三井アセット信託銀行」という。)及び住友信託銀行株式会社(以下「住友信託銀行」という。)の3社は、平成24年4月1日を効力発生日として合併する旨の「合併契約書」を平成23年12月26日付で締結いたしました。

上記契約に基づき、中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行及び住友信託銀行の3社は、平成24年4月1日付で合併し、会社名を三井住友信託銀行株式会社に変更しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

① 結合企業

名称 住友信託銀行

事業の内容 信託銀行業

② 被結合企業

名称 中央三井信託銀行

事業の内容 信託銀行業

名称 中央三井アセット信託銀行

事業の内容 信託銀行業

(2) 企業結合日

平成24年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

住友信託銀行を吸収合併存続会社とし、中央三井信託銀行及び中央三井アセット信託銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

三井住友信託銀行株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

旧住友信託銀行グループと旧中央三井トラスト・グループは、これまで以上に、お客様にトータルなソリューションを迅速に提供する専門性と総合力を併せ持った新しい信託銀行グループ「The Trust Bank」を創り上げることを目的として、平成23年4月1日に経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(平成23年4月1日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社が商号変更しております。)が誕生しました。

今般、経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化するために、当社傘下の信託銀行3社が合併し「三井住友信託銀行株式会社」として発足するものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日改正)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日改正)に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

第1期 個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法により行っております。
その他有価証券
時価を把握することが極めて困難と認められるもの：移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。
工具、器具及び備品：5年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
3. 引当金の計上基準
賞与引当金
賞与引当金は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	2,168 百万円
長期金銭債権	216 百万円
短期金銭債務	1,373 百万円
長期金銭債務	189,700 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	41,253 百万円
営業費用	7,737 百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	15 百万円
営業外費用	186 百万円
資産の購入高	20,468 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	411	490	138	763	(注) 1, 2

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加 486 千株及び平成 23 年 4 月 1 日付で実施した住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）との間の株式交換に伴う端数株式の買取による増加 4 千株であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少 138 千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
子会社株式受入価額	196,421 百万円
賞与引当金	82 百万円
税務上の繰越欠損金	5,404 百万円
その他	91 百万円
繰延税金資産小計	201,999 百万円
評価性引当額	△201,999 百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金資産の純額	－百万円

2. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 114 号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号）が平成 23 年 12 月 2 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する当社の法定実効税率は従来の 40.69%から、平成 24 年 4 月 1 日に開始する事業年度から平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 38.01%に、平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 35.64%となります。なお、この税率変更による計算書類への影響はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
[子会社]

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	MTH Preferred Capital 1 (Cayman) Limited	直接 100%	金銭貸借取引	資金の調達 (注)	—	社債	29,200
				利息の支払	1,081	未払 費用	197
	MTH Preferred Capital 3 (Cayman) Limited	直接 100%	金銭貸借取引	資金の調達 (注)	—	社債	31,700
				利息の支払	1,254	未払 費用	229
	MTH Preferred Capital 5 (Cayman) Limited	直接 100%	金銭貸借取引	資金の調達 (注)	—	社債	33,700
				利息の支払	1,001	未払 費用	184
	CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited	直接 100%	金銭貸借取引	資金の調達 (注)	—	社債	42,700
				利息の支払	1,482	未払 費用	272
	CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited	直接 100%	金銭貸借取引	資金の調達 (注)	—	社債	41,600
				利息の支払	2,255	未払 費用	414

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たりの純資産額

392円30銭

1株当たりの当期純利益金額

5円49銭

(企業結合に関する注記)

連結計算書類 連結注記表「(企業結合等関係)」に記載しております。